

山梨県テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護業務の効率化による職場環境の向上、介護職員の負担軽減及び介護サービスの質の向上を図ることを目的に、介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）の設置者が実施する介護ロボットやICT機器等を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、広く一般の介護事業所による取り組みの参考となるよう先駆的な取り組みについて支援するものであり、次に掲げる事業を対象とし、補助要件については、別表1のとおりとし、補助対象経費、補助率及び基準額については別表2のとおりとする。ただし、他の補助金等を受けて導入する機器等については、本補助事業の対象とならない。

- (1) 介護ロボット等導入支援事業
- (2) ICT等導入支援事業
- (3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業
- (4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業

(補助金の算定方法)

第3条 前条に規定する事業に対する補助額は、別表に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額と、別表に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前条第1号の補助対象事業の1回当たりの限度台数は定めないが、補助事業者において、各介護施設等の課題を適切に把握し、介護事業者の負担軽減に資する必要台数とすること。この場合において、知事が介護ロボット導入計画等から必要台数を精査するものであること。

3 補助回数については、原則として、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号の事業 導入計画1計画につき1回
- (2) 前条第2号の事業 1事業所につき1回（ただし、補助額の合計が別表2第3欄に定める基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。）
- (3) 前条第3号の事業 1事業所につき1回
- (4) 前条第4号の事業 1事業所につき1回

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）、申請額算出内訳（様式第1号別紙1）及び厚生労働省が指定する業務改善計画書を、知事に提出し、当該計画書を、厚生労働省が別途指示する方法により、同省へ提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をき

たさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものは、この限りでない。

- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかななければならない。

（選定方法）

第6条 知事は、第4条の業務改善計画書の内容を審査の上、予算の範囲内で交付の内示を行う。

（実績報告書の提出）

第7条 補助対象事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の2月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 この補助金は、精算払とする。ただし、知事が認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業者の義務）

第9条 対象事業者は、事業完了後の3年間、毎年度3月31日を基準日として、実施要綱に定める導入効果報告書を取りまとめ、実施要綱に定める方法及び期限により知事に報告しなければならない。この場合において、他の介護事業所や県、及び介護福祉総合支援センターが介護ロボットやICT機器等の導入による職員の負担軽減効果等を確認するため、視察等の依頼があった場合は、特段の支障がない限り、これを受け入れなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、補助対象事業者は、業務改善計画書で定めた内容に対する効果等を、県への導入効果報告に加え、厚生労働省が別途指示する期間、方法により同省へ報告するものとする。

（財産の処分の制限）

第10条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のう

ち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。この場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月29日から施行する。
(山梨県介護ロボット導入費補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。ただし、これらの要綱に基づき交付決定された補助金については、これらの要綱の廃止後も、なおその効力を有する。
 - (1) 山梨県介護ロボット導入費補助金交付要綱
 - (2) 山梨県介護事業所ICT導入支援事業費補助金交付要綱

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。